

# 環境農林水産常任委員会会議録

平成26年10月30日

場 所 第4委員会室



平成26年10月30日(木曜日)

午前9時59分開会

会議に付託された議案等

○環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査

○その他報告事項

- ・再生可能エネルギー発電設備の電力系統への接続の現状について
- ・宮崎県林業公社の今後のあり方に関する県方針について
- ・「(仮称)宮崎県食の安全・安心推進条例」の骨子(案)等について
- ・高千穂郷・椎葉山地域の世界農業遺産国内候補地域の承認について

出席委員(8人)

委員	長	内村仁子
副委員	長	清山知憲
委員		緒嶋雅晃
委員		蓬原正三
委員		丸山裕次郎
委員		井上紀代子
委員		重松幸次郎
委員		前屋敷恵美

欠席委員(なし)

委員外委員(なし)

説明のため出席した者

環境森林部

環境森林部長	徳永三夫
環境森林部次長 (総括)	福田裕幸

環境森林部次長 (技術担当)	森房光
部参事兼 環境森林課長	川添哲郎
みやざきの森林 づくり推進室長	西山悟
環境管理課長	上山伸二
循環社会推進課長	神菊憲一
自然環境課長	水垂信一
森林経営課長	那須幸義
山村・木材振興課長	福満和徳
みやざきスギ 活用推進室長	石田良行
林業技術センター所長	河野憲二
木材利用技術 センター所長	飯村豊
工事検査監	下沖誠

農政水産部

農政水産部長	緒方文彦
農政水産部次長 (総括)	興梠正明
農政水産部次長 (農政担当)	郡司行敏
農政水産部次長 (水産担当)	山田卓郎
畜産新生推進局長	中田哲朗
部参事兼 農政企画課長	向畑公俊
ブランド・ 流通対策室長	甲斐典男
地域農業推進課長	大久津浩
連携推進室長	戎井靖貴
営農支援課長	後藤俊一
農業改良対策監	児玉良一
食の消費・ 安全推進室長	和田括伸
農産園芸課長	日高正裕

農村計画課長	原 守 利
畑かん営農推進室長	甲 斐 康 真
農村整備課長	河 野 善 充
水産政策課長	成 原 淳 一
漁業・資源管理室長	田 原 健
漁村振興課長	日向寺 二 郎
漁港整備対策監	川 越 克 彦
畜産振興課長	坊 園 正 恒
家畜防疫対策課長	久保田 和 弘
工事検査監	竹 下 裕 一 郎
水産試験場長	神 田 美 喜 夫
畜産試験場長	西 元 俊 文

事務局職員出席者

議事課主査	松 本 英 治
議事課主査	大 山 孝 治

○内村委員長 ただいまから環境農林水産常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。

日程につきましては、お手元に配付いたしました日程案のとおり行うこととしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 それでは、そのように決定いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時0分休憩

午前10時1分再開

○内村委員長 ただいまから委員会を再開いたします。

報告事項について説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終

了した後をお願いいたします。

○徳永環境森林部長 おはようございます。環境森林部でございます。本日は一日タイトな日程になっているようでございますが、よろしくをお願いいたします。

説明に入ります前に、私のほうからお礼と御報告をさせていただきます。

先般、25日、県の総合運動公園で開催いたしました「第9回『水と緑の森林づくり』県民ボランティアの集い」並びに27日に宮崎市の文化センターで開催いたしました「水源地域保全シンポジウム」につきましては、内村委員長並びに森林・林業活性化促進議員連盟の皆様方や多くの県民の皆様の参加と御協力によりまして、盛大に開催することができました。この場をおかりして、お礼と今後とも支援をお願いしたいというふうに思います。

次に、台風19号の林業関係の被害状況でございますが、西臼杵、東臼杵、児湯郡、県北を中心に、林道災害が、のり面それから路肩の崩壊によりまして22件の災害が発生しております。その中には一部通行止め等が出ております。詳細の金額等については今調査中でございますので、結果がわかり次第、委員の皆様には御報告いたしますとともに、出材等に影響がないように早期の復旧に努めてまいりたいというふうに考えております。

それでは、座って説明させていただきます。

恐れ入りますが、お手元に配付しております委員会資料の表紙をごらんください。表紙には2件書いてありますが、別資料として配付しておりますが、3件の報告事項がございます。

まず、1点目でございますが、再生可能エネルギー発電設備の電力系統への接続の現状につきましては、御案内のとおり、9月末に九州電

力が発表いたしました接続申し込みに対する回答保留の状況につきまして御説明をいたします。

2点目ですが、宮崎県林業公社の今後のあり方に関する県方針につきましては、公社の経営の現状、今後のあり方の検討状況及び県方針につきまして御説明をいたします。

また、3点目といたしまして、別途配付をしております、えびの高原(硫黄山)の火口周辺警報に伴う登山道等対応につきましてということで、私のほうから簡単に御報告をさせていただきます。

御存じのように、去る24日に気象庁から硫黄山周辺に火口周辺警報が発表されました。硫黄山からおおむね1キロメートルの範囲が立入禁止とされたことから、資料の中ほどの3の(3)にありますとおり、環境森林部が管理しております3つのルートの登山道、遊歩道の立ち入りを規制いたしました。

具体的には、2枚目の図面をごらんいただきたいと思いますが、登山道のうち太い黒線の部分について、赤い丸印が記してあると思いますが、そこに看板、トラロープ等によりまして計15カ所設置いたしまして、規制内容の周知を図っているところでございます。今後とも関係機関と連携して、地元住民や登山者等の安全の確保に努めてまいりたいと考えております。

1点目、2点目の報告事項の詳細につきましては、担当課長・室長が御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。私からは以上でございます。

**○川添環境森林課長** 私のほうからは、再生可能エネルギー発電設備の電力系統への接続の現状につきまして、御報告いたします。

委員会資料の1ページをお開きください。まず、1の固定価格買取制度の設備認定と稼働状

況でございますが、(1)の表の一番下の計のところをごらんください。7月末現在で、本県での認定は件数で4万5,511件、出力で316万8,476キロワット、うち稼働しておりますのは件数で1万2,574件、出力では30万9,374キロワットとなっております。

(2)は(1)の表のうち、認定されました出力についてグラフ化したものでございます。全国や九州全体でも宮崎同様10キロワット以上の太陽光発電がほとんどを占めておりまして、さらに右のほうのグラフでございますが、県内で稼働しているものは、認定分の約1割程度の状況にあります。9.8%ぐらいになります。

次に、2の電力系統への接続申し込みに対する回答保留についてでございます。

(1)の9月24日の九州電力の発表では、上のほうの白丸でございますが、申し込み済みや今後の申し込みのうち、10キロワット以上の発電設備の接続については、回答を数カ月間保留するという内容でございます。

保留の理由としましては、①の太陽光発電は夜間に発電できないなど、出力が不安定であること、②の申し込み分の発電が行われた場合、昼間の太陽光の発電電力量が九州全体の需要額を上回ることで、③のこのような状況が続けば、電力の需給バランスが崩れまして、大規模停電の可能性のあることとでございます。

また、下のほうの白丸でございますが、九州電力としましては、回答保留の間、九州外への送電などにより、どの程度まで受け入れが可能か見きわめることとしております。

2ページをごらんください。(2)でございますが、10月21日に九電が追加発表しております。その内容は、50キロワット未満の案件については、回答保留を一部解除するとのことであり、

本県では、ここに書いております2,047件、5万9,000キロワットが保留解除となっております。

この結果、九州電力によりますと、(3)にありますように、9月末までの申し込み総数約5万5,000件、出力約341万キロワットのうち、回答保留となっておりますのは、件数で約1万4,000件、出力で約234万キロワットとなります。

ここで訂正とおわびを申し上げます。上から5行目の2つ目の黒ぼつがございます。「支障のない範囲でできるだけ限り」とありますが、これは、「支障のない範囲でできる限り」が正しい表現で、「だけ」につきましては削除していただきたいと思っております。申しわけございません。

続きまして、3の国の動向でございます。まず、(1)の新エネルギー小委員会、これは経済産業大臣の諮問機関でございまして、今回の回答保留の問題以前から広く系統連携とか固定価格買取制度等について検討されている機関ですが、ここにおいて今回の回答保留の問題が全国にも広がりつつあることを踏まえながら、書いております①の買取価格の低減、②の太陽光発電への過度な集中是正、③の出力抑制等についても検討を行い、年内には制度改正等を含めた具体策をまとめるとしております。

また、この回答保留の直接の問題対策を検討するためということで、この小委員会のもとに(2)の系統ワーキンググループが設置されておりまして、各電力会社が示すとされておりまして再生エネルギー受け入れ可能量について、公正に検証するとともに、受け入れ可能量をふやすための具体策について、年内にまとめることとされております。

最後に、4の本県の対応方針でございます。

この問題は、新エネルギーの導入促進を図る上で大変重要な課題でありますので、(1)のとおり、関係部局と情報を共有し、事業者など関係者への適切な情報提供等を行いますとともに、国に対しましては(2)のとおり、各県等と調整を図りながら必要な対策を講じるよう、また九州電力に対しましても(3)のとおり、問題の早期解消等を行うよう要請しているところでございます。説明は以上でございます。

**○西山みやざきの森林づくり推進室長** 常任委員会資料の3ページをお開きください。私からはⅡの宮崎県林業公社の今後のあり方に関する県方針について説明させていただきます。

先月の9月定例県議会の当常任委員会におきまして、案の段階で県方針について説明させていただいたところでありますが、その後、2回目の庁内検討会議及び二役会議を経て、去る10月24日に県方針を決定いたしました。

県方針の冊子を資料1としてお配りしておりますが、前回説明の方針案と変わっておりませんので、本日は常任委員会資料で要点だけ説明させていただきます。

1の公社経営の現状ですが、表の一番下にありますように、平成24年度、25年度ともに年度末資金残高は、計画の1億5,000万円を上回る額を確保しており、経営改善はおおむね順調に進んでいると考えております。

2の公社の今後のあり方の検討ですが、下段にありますように、外部の有識者等で構成する林業公社改革推進研究会の報告や公社経営を取り巻く状況の変化等を踏まえて検討を行い、県方針を策定したところであります。

4ページをごらんください。3の公社の今後のあり方に関する県方針ですが、まず、四角で囲んだ部分ですが、第3期経営計画、改訂計画

の実施状況を検証した結果、経営改善がおおむね順調に進んでいることや、県、県民の負担が最も少ないことなどを総合的に判断し、公社として存続させることといたしました。囲み部分の下には、今回策定した方針において公社に求めることとしている経営改善の取り組みについて、大きく2つに分け、記載しております。

1つ目の(1) 不断の経営改善努力ですが、前回の方針で公社に対し求めた経営改善の取り組みについて、今回の方針においても同様に求めており、2つ目の(2) 経営改善に向けた新たな取り組みですが、木質バイオマスを初めとする木材の需要増等を踏まえ、下に掲げる①から④の取り組みを新たに実施するよう求めています。

県といたしましては、今後も木材価格や国の制度など社会情勢の変化を的確に把握し、公社の経営状況を常に点検・評価するとともに、9月の常任委員会の委員長報告も踏まえまして、公社と一体となってさらなる経営改善に努めてまいることとしております。

私からの説明は以上であります。よろしくお願いたします。

**○内村委員長** 執行部の説明が終了しました。

報告事項についての質疑はありませんか。

**○丸山委員** 再生可能エネルギーのことについてお伺いしたいんですけども、前回のときにお伺いしたのは、申し込み件数は多いけども実際稼働してないというのは、土地の二重登録とかがあったというような説明もお伺いしたんですけど、今回のやつも九電のほうにはもう少し詳しく、できる件数はどんだけなのかというのは、意見交換等はしてないんでしょうか。

**○川添環境森林課長** 九電さんとは宮崎支社さんですけども、今のような案件とか数字の区分、

バイオマスとかそういうのは出してくださいという形では言っているんですけども、今丸山委員がおっしゃる、実際に申し込みとして認定を受けた後、間違いない申し込みなのかということも教えてくださいねという話をしてるんですが、いかんせん本社のほうでやってるということ、なかなか数字が宮崎支社のほうには来てないということで。

ただ、おっしゃるようなことで数字については引き続き教えてくださいという形で言ってます。そして、さらに精査していただきたい。この差があるのは、受け付けに事前協議というのもあって、正式に契約する間に3段階ぐらいあるんですが、事前協議のも含んでいるということで、5万5,000件という大きな数字になるとこまでは確認させていただいてます。

**○丸山委員** あと林地開発と絡んでの関係で、心配しますのは林地開発をしてるけれども、結局ストップしてしまっただけで買い取りができないとなった場合に、放置されてしまうんじゃないかなという懸念を持ってるんですが、そういうところの調整、情報交換なりはされているんでしょうか。

**○川添環境森林課長** 林地開発も同じ部でするので、もう緊密に連携はしております。その林地開発の中で事業主体の能力とか、あと水に影響がないとか緑地の問題等が当然生じてますので、そこは漏れがないような形で連携させていただいてます。

**○丸山委員** 午後から我々、中国木材のバイオマス発電を視察させていただくんですが、全般的にはそういうものも含めて、結果を待ってる状況だったというふうには聞いてるんですが、経産省のほうから、できる限り地熱発電等は優先して買い取るようにという指導もあったという

ふうに新聞報道で聞いてるんですが、木質バイオマスについては、どのような状況というふうに考えればよろしいでしょうか。

○川添環境森林課長 資料の1ページのほうの9月24日の(1)、最初に保留するという公表されてますが、その際に、丸山委員がおっしゃるように、天候に関係ないバイオマスと地熱、水力については個別の協議という形になっておりまして、最近までその個別の協議の要件が示されなかったんですが、ついゆうべ、九電さんのホームページに掲げられまして、指定時間、今のところ詳細は今度確認しないといけないんですが、9時から15時の6時間について出力抑制、いわゆる出力を九電さんのほうにつなぐのを抑制してもらえれば、個別協議の対象にしますという内容はホームページで出ております。ただ、きのうだったものですから、その詳細については、今確認中でございます。

○丸山委員 バイオマス発電のことですね。

○川添環境森林課長 今のは、バイオマスも水力も地熱も太陽光も含んでという形になってますね。

○蓬原委員 10カ所のバイオマス発電所があって、5カ所が新しく稼働ということなんですが、買い取り価格は低いわけですが、これについては5カ所とも全部、今の条件はともかくとしてオーケーなんですか。

○石田みやざきスギ活用推進室長 御質問のありました木質バイオマス施設、新たに建設予定のものにつきましては5カ所ございますけれども、このうち接続申し込みをしておりませんでした申間の案件1件につきましては、この回答保留のほうに該当しておるという状況でございます。現在、事業主体におきまして、先ほど御説明もございました、回答保留期間中における

個別協議に向けた調整をしているというふうに聞いてるところでございますが、いずれにいたしましても時間もないことから、速やかな対応というのを事業主体はもとより関係者のほうに求めているところでございます。

○蓬原委員 確認です。1カ所が今打ち合わせを必要としていると、4カ所についても問題ないというふうに理解していいんですね。

○石田みやざきスギ活用推進室長 残りの4カ所につきましても、既に申し込みがなされておりますので、こちらの分については該当していないという状況でございます。

○蓬原委員 地熱発電については、大分はいろいろ計画があるようですが、本県についてはないですね。

○川添環境森林課長 えびの市のほうで、民間のほうで調査に動いている経緯はございますけれども、具体的な計画までは今のところありません。

○蓬原委員 この太陽光については、非常に採算の見込みが容易だということで、かなりの事業者さんなり個人なりが取り組んでこられて、銀行等いろんな金融機関が率先して貸してる。保険もあるということで非常に借りやすい制度だったということで、こういう急激なというか、申し込みがふえたと思うんですけども、県内の企業で借入れはしてる。このことによって頓挫して、後々経営が大変になる。こういうことの声というか、状況はどのように捉えておられますかね。

○川添環境森林課長 うちのほうにも四、五件問い合わせ等が来てまして、消費生活センターのほうにも10件ほど、あとNPOにも四、五件ほど来ているんですが、合わせて20件近く来ますけれども、企業さんのほうから具体的に経



営で融資の関係で難しいとかいう話までは聞いておりません。一体どういう問題なのかというのは、初歩の話等を聞いている段階です。

**○蓬原委員** 場合によっては、土地を購入して銀行の借り入れまで契約してしまって、資金が回らなくなると、どうかすると企業が倒産したりとかこういう状況が生まれるんじゃないかという、これは大きな社会問題になるんじゃないかという懸念を持ってるんですよね。だから、これは経産省が、特にメガソーラーについては認定の状況を教えてくれないという、何回言ってもそれをやってくれないから、県としては把握しようがないので、後追いで把握するしかないという、制度設計がおかしいという指摘があるわけですが、実際、その制度設計がおかしかったからこういうことになってるんだけれども、そここのところはちゃんとこれをやっとなかいかないと、場合によっては告訴、国の制度によってこういう被害をもたらしたのでというようなことが発生しないとも限らないなというふうな懸念も持ってるんですが、あなた方の責任ではないんだけれども、このあたりのことについての客観的な御意見はどうですかね。余り時間がなくなりましたけれども、かいつまんで。

**○川添環境森林課長** 蓬原委員のおっしゃる件については、国の小委員会のほうで、これ小委員会は、否定的なところじゃなくて、進めるためにどうしたらいいかというところで、国民の理解を得るためにはどうしたらいいかとか、今おっしゃる、そういう制度改革を早目にして、少なくとも年内には解決策を出そうという形で国の動きがございまして、それをちょっと注視しながら対応していく必要があるかなと思っております。

**○蓬原委員** あと1件確認させてください。1

ページの(1)の②九州全体の総需要を上回るというのがあるんですけども、これはどういうことなんですかね。ちょっと教えてください。

**○川添環境森林課長** キロワットアワー、電力量じゃなくて、いわゆる瞬間的に。今のところ九電さんがおっしゃるのは、夏場で一番使うときでも、出力としては1,600万キロワットあればよかった。この数字が今九州ではグラフを見ていただきますと、真ん中の1,800万、再生エネルギーだけで1,800万ありますので、今まで必要だった最大出力よりも多い再エネの申し込みがあつて、認定されてるという状況。

**○蓬原委員** これも確認です。九州電力が夏場のピークに必要とされる総電力を100としたときに、新しく今認定されようとしている、認定された太陽光だけでこれ100を超すという状況だということですね。

**○川添環境森林課長** 蓬原委員のおっしゃるとおりなんですけど、ただ、九電はこれ1,800……。そのとおりでございます。

**○蓬原委員** ということは、いわゆる100%の今の九電の能力に対して太陽光全部つなげたとすれば、二百数%の能力を持つよということなんですよ。だから、国がつくったエネルギー基本計画でしたか、新しくつくったやつ、これは太陽光等の再生可能エネルギーを2割までということでしたよね。ということは、九州に限っていえば、2割どこじゃなくて百数十%の接続可能対象施設ができようとしているということですね。これは全くもって国の政策が非常に目標とすることと、実際の制度と、県にはその状況を教えてくれない。つなぎっぱなし、認定しっぱなし、いざとなれば、その送電能力が足りないという、全くおかしな状況を生んでますね。言いにくいかもしれませんが、課長は、はいと

おっしゃいましたけれども、おかしな状況ですね。

**○徳永環境森林部長** 県としてこの再生エネルギーを進める上で、書いてありますように、大きな懸念はしております、知事も今後、県としてもこれを進めることはもう変える気はございませんが、そういうことで、すぐ国に対しても九電に対しても要望書をつくって要望に走ったところでございます。

国自体も今の数字を落とすとか、今国が十二、三％に再生、今2％のところを12％ぐらいにしますという話になってますんで、それに向けてどういう手があるのか。この数字を落とそうという話じゃなくて、どういう手があればその計画が進められるかということを検討しておりますので、それについては県としても国に対して前向きな推進の方向でどういう手段があるのかというのを九電とも一緒に考えていきたいというふうに思います。

**○蓬原委員** あと1点だけ要望を申し上げておきます。

丸山議員からもありましたけれども、1,000平米を超すやつについては、林地開発ということではこちらにいろんな許可願も上がってくるでしょうけれども、それにかからないように開発をしよう、太陽光を設置しようとしたものについては、なかなかその把握が難しいんじゃないかと思っておりますので、やはりこれは環境森林部として県内にサーチかけてしっかり押さえて、それがあと頓挫したのためにいろいろ川下のほうに影響を及ぼすとか、そういうことのないように、ひとつしっかりやっていただきたいな。たしかこの制度ができたのは3年半前ですね。民主党時代だったんですね。それだけを申し上げておきます。

**○徳永環境森林部長** その辺は出先を通じて監視をしていきたいと思えますし、先ほど丸山委員がおっしゃいました林地開発の許可のときは、接続をちゃんと結んでやってるか、全ての条件が整わないと開発許可を出しませんので、いわゆる資金の融資、それから接続も含めて、全ての他の法令が整った段階で林地開発として許可をするという段階になりますので、そういうことで進めていきたいと思えます。

**○蓬原委員** なるほどわかりました。よろしくお願ひします。

**○丸山委員** えびの高原のことだけちょっと確認といいますか。この地図が私の情報では古く、国土地理院の新しい地図ではちょっと違うんじゃないかと。自然遊歩道の位置もちょっと違うんじゃないかということで聞いてるんですが、環境森林部のほうではどういう情報が入っているでしょうか。

**○水垂自然環境課長** 今回お示ししております制限区域の図面でございますが、これはもともとが防災マップ、国土地理院発行のものがベースなんですけれども、そういった今委員がおっしゃいましたような声もありましたので、現地を調査した上で正しい線形はどうかというのを図面に落とした上で、防災担当部局とは協議したいと思えます。今回、池めぐりコースの一部がおおむね1キロ、1キロちょうどじゃなくてもおおむね1キロということで入っておりますので、利用者の安全第一という観点からコース自体を規制したというところでございます。

**○内村委員長** ほかにありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○内村委員長** その他、何かありませんか。よ

ろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 それでは、以上をもって環境森林部を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時30分休憩

---

午前10時32分再開

○内村委員長 それでは、委員会を再開いたします。

農政水産部の皆様、お疲れさまでございます。

報告事項についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○緒方農政水産部長 農政水産部でございます。

本日は、総合農業試験場長の井上が、熊本で開催されます九州地区の農業試験研究場所長会に出席するために、また農業大学の山内が、農大校の主催行事のために欠席させていただいております。まことに申しわけございませんが、どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、座って御説明を差し上げたいと思います。

初めに、私からお礼と報告を2件させていただきます。先週及び今週開催されました宮崎県畜産共進会には、委員長及び副委員長を初め、委員の皆様には大変お忙しい中、御出席を賜りまことにありがとうございました。

次に、報告でありますけれども、平成26年度農林水産祭におけます天皇杯等三賞につきまして、今月15日に受賞者の決定・公表がありました。

本県から園芸部門でラナンキュラスのオリジナル品種育成等が評価された綾町の「有限会社

綾園芸」が、天皇杯は逃したんですけれども、内閣総理大臣賞を、それから、むらづくり部門でキャベツ畑のひまわり祭りによる地域振興等が評価されました高鍋町の「染ヶ岡地区環境保全協議会」が同じく内閣総理大臣賞を受賞することが決定いたしました。

農林水産祭での栄えある三賞の受賞につきましては、昨年度の田代自治会の天皇杯に引き続き2年連続の受賞でございます。

また、内閣総理大臣賞の受賞は、園芸部門、むらづくり部門ともに今回が初めてでございます。本県農業のさらなる活性化につながるものと期待をしているところでございます。

次に、もう一点、今月上旬から中旬にかけて来襲した台風18号及び19号による農水産業関係の被害状況について、現段階での状況を御報告申し上げます。

農作物につきましては、普通期水稻の倒伏のほか、露地栽培のキュウリやキンカンなどにおいて、葉や果実に傷が生じるなどの被害が発生しております。

また、農地・農業用施設につきましては、畦畔や水路の崩壊など、41カ所でそれぞれ被害が発生しております。さらに、水産関係につきましては、漁船の一部損壊や共同利用施設等でスレートの一部損壊など、16カ所でそれぞれ被害が発生しております。

被害額は、全部で数億円規模になるかと思われすけれども、詳細は現在調査中でございますので、被害額が確定次第、委員の皆様には御報告いたしますとともに、今後とも復旧事業等、適切に対応してまいりたいと存じます。

それでは、委員会資料を1枚おめくりいただきまして、目次をごらんいただきたいと思っております。

本日の報告内容は、仮称でありますけれども、宮崎県食の安全・安心推進条例の骨子(案)等について及び高千穂郷・椎葉山地域の世界農業遺産国内候補地域の承認についてでございます。

詳細につきましては、それぞれ関係課・室長から説明させていただきますので、よろしくお願いをいたします。私からは以上でございます。

**○和田食の消費・安全推進室長** 食の消費・安全推進室から御報告いたします。

資料の1ページをごらんください。仮称でございますが、宮崎県食の安全・安心推進条例の骨子(案)等についてでございます。1ページの部分につきましては、9月の常任委員会で御説明させていただいた内容と重なりますけれども、簡単にまず御説明をいたします。

まず、1の基本的な考え方と2の概要、そして3のスケジュール(案)について、簡単に御説明させていただきます。

まず、1の基本的な考え方についてでございます。本県は、現在は、宮崎県食の安全・安心基本方針に基づきまして施策の推進を行っておりますが、食の安全・安心を取り巻く現状でございますが、産地偽装や外食メニューの不当表示の問題など起きておまして、消費者の食に対する関心は高いものがございます。食の安全・安心の確保に向けた一層の取り組みが求められているところでございます。このため、食の安全・安心の確保に関しまして、基本理念を定めまして、県食品関連事業者等の責務とかあるいは県民の役割を明らかにするとともに、施策の基本的な事項を条例において定めまして、食の安全・安心の確保に関する取り組みについて、生産から流通・消費に携わる方々の理解醸成を図るとともに、施策を総合的かつ計画的に推進してまいりたいと考えております。

これらの取り組みによりまして、本県の食に対する一層の信頼確保につながることを期待されまして、ひいては、本県の取り組み姿勢を県内外に示すことによりまして、本県の農林水産業やフードビジネスの振興と発展に寄与するものと考えております。

以上を踏まえまして、2の概要でございます。現行の宮崎県食の安全・安心基本方針、これを強化する形で条例制定を行いたいと考えております。

次に、3のスケジュール(案)でございます。四角囲みの中にちょうど中段でございますが、10月30日、本日骨子(案)の報告、そして11月5日からパブリックコメント等を開始しまして、県民の皆様や関係者から御意見をお伺いし、2月定例県議会におきまして上程をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、2ページをお開きください。4の条例の骨子(案)についてでございます。この条例の骨子(案)では、条例で規定する予定の文書の内容、これを四角囲みの中に記載しております。そして、四角囲みの下のほうには、その趣旨を記載しておるところでございます。

まず、(1)の前文でございます。この前文では、9行目のところの「また」書きの段落でございますが、「本県は、全国有数の食料供給県であり、多くの農林水産物の品目において全国トップクラスの生産量を上げ、このような本県産の食品が全国に流通しています」という表現によりまして、宮崎らしさを盛り込みながら、条例を制定する背景や趣旨について明らかにしておるところでございます。

次に、下のほうでございますが、(2)の総則でございます。①のところでございますが、①の

目的では、その達成しようとする目的を定めております。内容につきましては、おおよそ先ほど御説明させていただきました基本的な考え方について定めております。

次に、3ページでございます。上のほう、②の定義でございます。この条例において用いられる用語をアの「食品」からカの「食の安全・安心の確保」までを定義しておるところでございます。

次に、下のほうですが、③の基本理念でございます。食の安全・安心の確保に関する措置を講じる上での5つの基本理念について定めておるところでございます。

まず、アでございます。県民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識のもとに講じること。イでございます。生産から消費に至る行程の各段階に応じて適切に講じること。ウでございます。科学的知見に基づいて、食品による健康への悪影響を未然に防止されるようにすること。エでございます。環境に及ぼす影響に配慮すること。オですが、関係者がそれぞれの責務または役割を認識して、相互理解と連携協力を図ることといったような内容になっております。

4ページをお開きください。④と⑤、ここで県と生産者及び食品関連事業者の責務を定めて、⑥のところでございますが、県民の役割について定めておるところでございます。

続きまして、5ページをごらんください。5ページの中ほどですが、(3)推進計画等でございます。①の施策の推進体制では、食の安全・安心の確保に関する対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、宮崎県食の安全・安心対策会議を設置しまして、対策の基本的事項及び具体的施策について検討を行うことを定めておりま

す。

次に、②でございます。②の推進計画では、県における食の安全・安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に進めるため、推進計画を策定することや、その内容や手続を定めております。

続いて、6ページをごらんください。一番上のほうでございますが、(4)の食の安全・安心の確保に関する基本的施策でございます。その下に、1)とございますが、この1)から9ページの8)までの8つの柱を掲げております。

まず、1つ目の柱としまして、1)でございます。安全で安心できる農林水産物の生産と供給に関しての必要な措置を講ずることを定めております。

次に、2つ目の柱の2)でございます。食品等の流通、製造・加工、消費段階における安全性の確保では、①で各流通段階における安全性の確保、②で食品表示の適正化の推進、③で医薬品成分の含有が疑われる食品に対する対策について定めております。

7ページをごらんください。3つ目の柱でございます。3)食の安全・安心確保のための普及・啓発でございます。まず、①で県民、生産者及び食品関連事業者に対する普及・啓発、②で食育の推進、③で地産地消の推進について定めております。①から③それぞれにア、イと書いてありますが、イのところは①のところでは食品衛生月間、②のところでは弁当の日、そして、③のイのところでは、ひむか地産地消の日等を活用した普及・啓発を行うこととしておるところでございます。他県の条例ではこのような条文はございませんので、本県の特徴になるかと思っております。

8ページをごらんください。4つ目の柱で

ございます。4)生産者及び食品関連事業者の自主管理体制の確立について定めております。

次に、5つ目の柱の5)、下のほうでございすが、食の安全・安心確保に向けた人材育成と質の向上について定めております。

9ページをごらんください。上のほうでございします。6つ目の柱の6)、ここで食の危機管理体制の充実について定めております。

その下、7)ですが、7つ目の柱としまして、食の安全・安心確保のための試験研究及び検査について定めてございます。

その下でございします。最後の8つ目の柱、8)でございしますが、食の安全・安心確保のための各種情報の共有と連携について定めておるところでございします。

骨子(案)等についての説明は以上でございします。

**○原農村計画課長** 農村計画課でございします。

委員会資料の11ページをごらんください。高千穂郷・椎葉山地域の世界農業遺産国内候補地域の承認についてであります。

まず、1の制度の概要でございしますが、世界農業遺産とは、国連食糧農業機関(FAO)が平成14年より開始しました、次世代に継承すべき重要な伝統農法や生物多様性を有する地域を認定するプロジェクトでございします。おおむね2年に1回開催されます国際会議、国際フォーラムにおいて認定をされております。日本からは平成23年に新潟県の佐渡地域と石川県の能登地域の2地域、平成25年に熊本県の阿蘇地域、大分県国東半島宇佐地域、静岡県の茶草場の3地域、計5地域が認定をされております。世界では現在31地域が認定を受けている状況にございします。

2の認定の意義といたしましては、地域農家

や住民の皆様の励みになるとともに、地域の農産物等のブランド力の向上や観光面での振興によりまして、地域の活性化につながることでございします。

続きまして、3のこれまでの取り組み状況についてでございします。本年3月27日に高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町、諸塚村、椎葉村、そして県及び関係団体等からなります高千穂郷・椎葉山世界農業遺産推進協議会を設立しております。5月には、農林水産省によります公募が開始されております。なお、国内候補地の公募制につきましては、今回からの取り組みとなっております。

その後、7月末に協議会として申請書を提出いたしました。申請書のタイトルは、「高千穂郷・椎葉山の森林保全管理が生み出す持続的な農林業システムと伝統文化」とし、本地域において山を守りながら営まれている複合的な農林業が神楽などの伝統文化と深く結びつき、世界的にユニークで貴重なものであるとしております。

全国で本地域を含めまして7地域の応募がございしました。9月上旬の1次評価、下旬の現地調査、そして10月20日の2次評価を経まして、21日に本地域を含めた3地域が国内候補地域の承認を受けたところでございします。

4の想定してあります今後のスケジュールでございしますが、年内にFAOに英文による申請書を提出し、来年3月までに現地調査が行われて、そして、来年度中に開催されます国際会議、国際フォーラムで最終的な審議がなされると、農林水産省より聞いております。

今後とも本地域の世界農業遺産の認定に向けて、地元と一体となり、取り組んでまいりたいと考えております。説明は以上でございします。

**○内村委員長** お疲れさまでした。執行部の説

明が終了しました。

報告事項についての質疑はありませんか。

**○緒嶋委員** 食の安全・安心推進条例、これは当然必要なことでありますが、問題は、これだけのことを確実に実行するとすれば、県として、監視体制からいろいろなことをやるということであれば、条例はできてもそれを本当にうまく運営し、また県民がそれを理解するためにも全体的な民間を入れた体制を充実させていかなければ、これは絵に描いた餅に終わるんじゃないかなと思うんですけど、そのあたりも含めて、この条例が27年度から本当に機能するような体制づくりというのも含めて検討されておるわけですか。

**○和田食の消費・安全推進室長** 現在、この食の安全・安心に関する対策につきましては、全庁的な対策会議というのを設けまして、そして食品衛生関係や福祉関係とか、さまざまな関係課で構成する対策会議を設けております。これは、今のところ基本方針に基づいてやっておるところなんですが、今回、条例でもってこれを、対策会議を設置するというふうにうたっておりますので、全庁的な形でやっていきたいと。そして、民間のほうの御意見等については、今関係課等から関連事業者団体とか、そういうのを教えてもらっております。そういうところに意見を照会したりして、民間の意見も取り込みながら進めてまいりたいと考えてます。

**○緒嶋委員** それと、やはりまた地産地消とか地域の市町村との連携をうまくやらなければ、県だけでこれがうまく機能するとは考えられなわけですね。そのあたり市町村とのそういうものについての意見交換とか、パブリックコメントもやるということでもありますけれども、そのあたりの動きはどうなってるわけですか。

**○和田食の消費・安全推進室長** 市町村等との関係につきましては、食と農を考える県民会議というのがございまして、その中に市町村なんかも入っております。ですから、そういう中で市町村の御意見も聞きながら、そして、条例が制定されましたら、これは県としての条例でございまして、関係市町村等にぜひ協力をお願いするという形で連携を強く図っていきたいと思います。

**○緒嶋委員** それと、JAとか農業団体とかいろいろな、それこそ多面的な連携というのが大変重要だろうと思いますし、また宮崎県らしい条例にするということであれば、やはり全国的に、こういう条例は全国的にはどの程度できておるわけですか。

**○和田食の消費・安全推進室長** 安全・安心対策については、例えば条例化したりとか、あるいは基本方針をつくったりとかして取り組んでおりますが、条例制定しとる団体はもう既に30団体あります。4月、年度当初で30団体です。先般の9月定例県議会で長崎県がつくって、今31団体が条例を制定しているという状況です。

**○緒嶋委員** 本当にこれが宮崎県の農業の発展にまでつながり、全国的にそれだけの認知度が高まらなければ意味がないと思いますので、県民の健康増進のためにも当然必要なことでありますので、体制を含めて十分な配慮をしていただくように要望しておきます。

**○重松委員** 1点だけ。同じく食の安全・安心ですけど、確認です。この条例は県外から入ってくるもの、また国外から入ってくるものに対するチェックとかそういうことをうたってる分ではないということでしょうかね。

**○和田食の消費・安全推進室長** これは宮崎県の食の安全・安心ですから、入ってくるものも、

例えば健康に影響があるものとか、そういうものも全部想定しております。

○重松委員 想定される。例えば、どこの条文を見れば、そういうのがうたってあるんですかね。

○和田食の消費・安全推進室長 柱でいきますと、例えば、9ページの6)というのがございます。そのあたりで、例えば食中毒対策なりとか、そういう健康に悪影響があるものとか、そういうものについての情報収集とか提供とか規定しておるところでございます。そして、健康に影響があるものは、食品衛生法がありますので、それに基づいてやっていくという形になります。

○緒嶋委員 高千穂郷・椎葉山地域の世界農業遺産ですけれども、これについては県の取り組みというのが、5町村以上に農政水産部全体の取り組みが物すごく熱心であったがゆえに、ここまで進んできたというふうに私は思っております。当然、5町村の努力もあったわけですが、やっぱり県職の皆さん方が一生懸命何とかしたいという思いが強かった。その熱意が5町村にうまく浸透し、今は5町村一生懸命でありますけれども、そういうスタートの時点が大変よかったというふうに私は思っておりますので、感謝しておりますが。問題は、これで終わっちゃいかんわけですね。認定を受けなければ意味がないわけですので、今後において具体的にスケジュールがあるわけですけれども、今後のスケジュールの中では、どこがポイントになるというふうに思われますか。

○原農村計画課長 国内の候補地の決定の場合も同じでしたけど、やっぱり現地調査が、実際来ていただいて現地を見ていただく、そこが一番ポイントになるのではなからうかと思っております。

○緒嶋委員 その中でやはり現地で、FAOから来る専門家の皆さん方にかにいい印象というか、なるほどというような説得力を持ってやっていただかなければならんと思うんですけれども、そのためのいろいろな具体的な動きというのもしていただきたいと思うんですけれども、そのあたりの動きはどうか。

○原農村計画課長 早速、農林水産省本省のほうに参りまして、現地調査等も含めまして、指導を伺いながら、また3町2村のほうとも協議をしながら進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○緒嶋委員 特に、九州の場合は阿蘇とか国東あたりがもう認定を受けとるわけですね。そういう地理的な中で、九州の中で3カ所というのがどうかなというような気もせんでもないわけですので、そのあたりを含めて、さらに努力していただきますように要望しておきます。頑張ってください。ありがとうございます。

○和田食の消費・安全推進室長 重松委員のほうから先ほど御紹介のあった関係でございますけれども、先ほど、6)で危機管理体制の整備というところも根拠になりますと申し上げましたけれども、あと、6ページのところの2)の①、ここのあたりも流通段階における安全性の確保ということになりますので、県外から入ってくるのもこのあたりで取り組んでいくという形になります。済みません、補足させていただきます。「わかりました」と呼ぶ者あり)

○蓬原委員 世界農業遺産、すばらしいことだと思うんですけれども、これはもし認定された場合の縛りみたいなものが何か出てくるんですか。

○原農村計画課長 縛り等はございません。反対に国からいろんな補助金が出るとか、そうい



うメリットもございません。

○蓬原委員 ということは、ある意味、この伝統的な習慣、芸能、文化、農法、これを守っていかないといけないということですよね、そういうことですね。

○原農村計画課長 今回も申請書の中でアクションプログラムというようなことで、これからこういう伝統的な農法また伝統文化というのを守ってまいりますというようなことで提出をしておりますので、当然そういう努力はしていかなければならないものと考えております。

○内村委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 では、ないようですので、以上で農政水産部を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

午前10時59分休憩

---

午前11時1分再開

○内村委員長 それでは、委員会を再開いたします。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 では、以上をもちまして本日の委員会を終わります。

午前11時1分閉会